

高度成長経済のかけの社会福祉

難波金次

戦後の極めて貧困な国民生活から脱皮するために国民所得を倍増することを目途として企図された工業優先の高度成長経済政策は企画当局が当初予期した計画を遙かに上廻る驚くべき大きな成果をあげ、経済発展五カ年計画実施の中途において計画の立て直しをしなければならぬような以外な膨張を招来し目を見張るような伸展振りG.N.P.は遂に世界の自由諸国間でアメリカに次ぐ第二位になった。

然し我が国の生産商品を輸入する多くの国々では日本のセールスマントエコノミック・アニマルと称し、譽讃し敬遠されているのはどうした事であろうか。驚くべき急ピッチの経済の成長に異常な貢献の結果でもあろう。このような経済の発展にはいろいろの原因が考えられるが我が国の明治維新以来の国策が富国強兵政策に重点をおかれ資本家擁護の立場をとり一般国民は極めて貧困な生活を余儀なくされ終に軍事ファッショの実現となり無謀な第2次世界大戦へ突入するに及んで国民はより一層耐乏生活へと追いやられ耐え難きを耐えた10年後は最下限の貧困の中で終戦の断が降されたので長い間抑圧された意識の反動として復興意欲を駆りたてたことも一因をなし併せて長年に亘って大衆を顧みない国政の下に培かわれた利己的な国民のパーソナリティの発露ではなかつたろうか。

経済優先工業化が着々と進められたが、国民不在の政治が目立ち一般国民の社会生活の福祉を阻害し人間軽視の社会的問題が続出し佐藤内閣は発足と同時に高度成長経済の所得倍増が生んだひづみを是正して人間優先の政策として社会開発と称して前内閣の立看板とされたが社会福祉事業の充実強化は牛の歩みの如く遅々として進まなかった。人間優先の国民の生活を守る社会福祉によくやくライトがあたれ始めたに過ぎなかつた。相当大きく報導され宣伝されたことに対応するような実績があつただどうか社会開発が国の政治に反映しているかどうかをみるとために国の予算額を調べると全体予算の膨張率と同じ程度の増額であり社会福祉事業費を含む社会保障関係費が全体予算の中で占める割合はデンマークの34.7%にはほど遠く福祉国家予算といわれるかどうか頗る疑わしい。

次に社会福事業法が制定されて社会福祉事務所が設置された昭和26年以降の5~6年間隔の予算額をあげると次のようである。

年度別	社会保険予算額	全予算との割合
昭和26年	483億円	6%
昭和32年	1,226 億	11%
昭和39年	4,819 億	13.2%
昭和45年	1兆1,371 億	14.3%
昭和47年	1兆6,414 億	14.3%
昭和48年	2兆1,145 億	14.8%

以上のように余り多額とは言われない社会保障関係費の中で50%前後は社会保険の国庫負担額であり、国民の生活優先に資する社会福祉事業は広汎に配分されるので物価上りの域を脱しない程度に過ぎないことが伺われ社会保障関係費の予算枠が1兆円の大台をつけるには可成の長年月を要し昭和45年ようやく実現した。当時の大蔵大臣は社会福祉を超重点に採りあげ思い切って社会保障関係費に多額を計上したと大々的に報道されたけれども全体予算との割合は前年比より0.2%増であって特別扱いされたと言うには余りにも微少ではなかったかと思われる。

殊に昭和48年度予算は昨年12月の総選挙に与野党揃って社会福祉の充実強化を国民に訴えて争われた関係と来るべき次の参議院議員選挙の構えなど考え田中内閣の実行と決断のスローガンの始めての政策を実行するために超大型予算が編成され、大蔵大臣は清水の舞台から飛下りたような気持ちで最大限の高額を社会保障関係費に予算計上したと相当大きく報道されたにもかかわらず社会保険に要する経費は53%弱しかも従来計上されていなかつた老人医療費の無料化の経費その他新規事業に要する経費が加算されて2兆1千余億円となつたが全体予算の中で占める割合は微増であつて14.8%昭和47年度予算に比し0.5%増に過ぎない。社会福祉を一時的にバックアップする口頭禪に終らしめないよう国民は鋭く監視しなければならない。

社会保障は公的責任で実施されなければならないのであるから国家、地方公共団体の財政負担に依拠すべきことは言を俟たないところであるが独り国家地方公共団体にすべてを依存して国民の要望に応えられるようなキメ細かな社会福祉事業の活動がなされ、社会福祉の向上増進が期せられるであろうか。誠に憂慮に堪えないところである。佐藤首相は且て国民の福祉増進を計るためには高福祉高負担という表現を使われたのを思い出しが、社会福祉の向上増進を計ることはすべての国民の願いであるならばすべての国民が自分の事として社会福祉事業活動に参加してよりよき社会の実現に責任をもつて努力されなければならないのではないか。そのためには極めて初步的なことであるが先づ国民1人1人が民主主義の吾々の生活は如何にあるべきが正しいのかを反省熟考されなければならない。国民のすべてが民主主義の社会生活が如何にあるべきかを正しく受けとめて理論上正しいことを適確に行動し国民の生活は社会連帯の協同でなされることに思いを至し自分の持てる能力を社会に役立たせるよう努めることが国民の責務であると知らねばならない。

我が国の低所得者は700万人ともいわれ又一説には1000万人ともいわれる多数の人々の日常生活を阻害する悩みごとからさまざまな社会福祉的な問題に展開している事例に当面し昭和30年頃から民生委員の防貧活動として自発的にはじめられた心配ごと相談事業が社会情勢の変化とともに国民の要望にマッチしその実績が社会的な承認を受けるようになった。

そして昭和35年度から国庫補助によって心配ごと相談事業が助成されるようになり漸次全国に実施されるようになり昭和47年度当初には全国に3105カ所の心配ごと相談所が活発な活動をするようになり国庫補助額も1億3千万円が予算に計上されている。

倉敷市の心配ごと相談所は国庫補助がはじめて出されるようになった、昭和35年11月から倉敷市社会福祉協議会の民間社会福祉活動の一環としてはじめられた。相談日は毎週月曜日午前9時から午後4時で月4回、開く場所は倉敷市役所の庁舎内、相談事業に協力する者として市の関係職員、医師、弁護士、司法保護司、家庭裁判所の調停委員など13名を協力員として依頼し、直接相談に当るために民生委員の総務などの輪番制による26名の相談員と社会福祉協議会の事務局に相談業務の処理に当るために嘱託1名を配して発足し爾來今日迄継続している。その年度別の業績は次のようである。

倉敷市社会福祉協議会の心配ごと相談の状況

事項 年度	生 活 苦	職 業	土 地 に 関 す る	住 居 等 に 関 す る	健 康 相 談	家 庭 不 和	結 婚 問 題	離 婚 問 題	教 育	兒 童 福 祉	法 律 相 談	遺 産 相 続	人 権 問 題	税 金 相 談	青 少 年 問 題	金 銭 貸 借	老 人 問 題	交 通 事 故	公 共 事 業	そ の 他	計	
	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談	相 談		
昭和 35	14	7	32		8	19	14		2	2	24	10	2	1						11	146	
〃 36	19	14	65		7	24	24			3	17	13	2	4	3	12				15	222	
〃 37	19	14	90		17	33	39			2	22	26	2	11	6	20	2			21	324	
〃 38	18	10	79		11	33	25		2	4	17	21	1	2	7	18	4			31	284	
〃 39	20	10	97		12	54	6			10								3		110	329	
〃 40	10	12	34	44	11	10	38			8	14	22					20	5	14	3	14	259
〃 41	13	2	78		9	14	38			6	15	27					25	3	8	3	48	289
〃 42	14	13	102		13		59			6	21	33		10			15	7	16	1	23	332
〃 43	4	11	46	52	14		57			6	11	33		4			16	1	9	7	21	292
〃 44	23	8	70	47	13		85			10	17	46		4			22	4	14	5	31	399
〃 45	6	12	85	86	11		84			4	27	56		4			22	5	16	13	32	463
〃 46	14	12	97	62	23		93			7	18	54	4	9			26	6	14	22	28	489

倉敷市社会福祉協議会資料による

上の表から感ぜられることは低所得者の防貧対策としての心配ごと相談事業に適確に当るかどうか疑わしいケースもあるが、土地家屋金銭の貸借、財産の相続等はその多くが家庭福祉との関連があって社会福祉の範疇外とも断定出来ない。経済が急速に発展し社会が激動する中で起る紛争は複雑多岐に亘り他人の援助なしには対処できないのが今日の社会の実情ではないかと思う。

相談ケース全般を通して言えることは一般大衆が自分たちの生活に直接関連する法律の知識が不充分なことである。マイホーム作りで多くなった土地売買でも土地ブローカーの言われまま、なされままに委せ買手の支払う土地代金は法務局の所有権移転の登記済証書と引換えに支払う常識さえなく土地面積が足らないとか、代金を横領されたとか、売手の土地でない土地を買わされたとか土地の売主が登記に注意しない虚をつかれたもの即ちAからB、BからC、CからDへと転売された場合登記はAからDへの所有権移転登記をされAは土地を手離して数年も後になって多額の譲渡所得税を納めなければならなくなってしまった事例、又友人の知合いが金融業者から借金をするのに保証人に困っていると言うことで借金する人は全く知らないが、友人が頼むのだからと思って保証人になったところ借主は行方をくらまし借りた金は全然返済しない保証人に請求され保証人はサラリーマンだから給料を差押えると言うから保証人は外聞が悪くなつては困ると思い元利合計金を支払ったが、その保証人は自分だけ損害を受けることは納得できぬという、以上の場合、法は常識なりと言われているとおり極く僅かの法律常識があれば意外な損害を受けることはない筈である。相談ケースの大半を占める家庭不和、財産の相続、土地および家屋に関する相談が昭和42年から昭和46年の5カ年間の全相談の中に占める割合は次のようである。

年 度 別	家庭不和	財産相続	土地家屋問題	計
昭和42年	18%	6%	30.7%	54.7%
〃 43年	20	11	33.5	64.5
〃 44年	21.3	11.5	29.3	62.1
〃 45年	18	12	34.7	64.7
〃 46年	19	11	32.5	62.5
平 均	15.3	10.3	32.1	

以上の表で家庭不和、財産の相続、土地家屋にまつわる問題は高度の成長経済による社会変化と民主的な正常な意識や行動に欠陥があることに由来するところが多いようである。

さらに倉敷市水島地域の心配ごと相談所は水島が瀬戸内海沿岸の重化学工業地帯として開発され全国から種々様々な職種の人が多数集って急速に都市化が進んだ特殊性もあり、やはり倉敷市社会福祉協議会が昭和41年6月から水島分室として設けられた。

そして、筆者は開設以来専属の相談員として相談を受けた結果は略々前掲の表と同じ傾向にあるが、水島分室のみの家庭不和、財産の相続、土地家屋問題を昭和42年から昭和46年迄の相談割合を示すと次のようである。

水島分室の相談状況

年 度 別	家庭不和	財産相談	土地家屋問題	計
昭和42年	12%	7%	35%	54%
〃 43年	10	15	35	60
〃 44年	12	6	26.5	44.5
〃 45年	15	22.2	15	52.2
〃 46年	24	24	13.2	61.2
平 均	14.6	14.8	24.9	

昭和46年度の相談では、離婚を主なる原因とする家庭不和24%，財産の相続に関する割合24%と家庭内の不調整に関することが顕著であった。

今回は激動する社会の影響が大きいと思われる家庭不和の大部分の原因と思われる離婚問題を中心に検討することとする。

先ずケースの概要を紹介する。

事例1. 結婚して23年、長男は既に大学を卒業し、二男は高校に在学している40何才の主婦は離婚の意思は全然ないが、主人が職場の幹部になり、社会的地位も高くなつた3～4年前から若い女を内妻として同棲し、本妻の家に月に1～2回位しか帰らず、最近では本妻と息子の住んでいた持家を譲渡するから是非離婚して呉れと半ば脅迫的に再三再四強く申入れられている。

事例2. 主人は44～5才になり、3人の子どもの父親であるが日常飲酒しなければ真面目でおとなしいお人好で良く働くが、何かの機会に飲酒をはじめると昼夜連続飲酒、長い時は一週間位続け仕事はしないし、妻子の生活を顧みないので将来の生活が不安であるから離婚しょうかと訴える主婦。

事例3. 8～9年前結婚した某男は結婚当時の事業に失敗し、自分の特殊技術を生かすため他の町から水島の店に通勤するようになった。商店は朝の出勤時間は遅いが、夕方の終業時間が遅くなり、子どもたちは寝た後に帰宅するし、日曜日は休めないので家族との対話も充分できないようなことから夫婦の間には7才、4才、0才の三人の子どもがあるが、妻は某職場に勤めているうち小学校の同級生の男性と交際をはじめ、酒を飲んだり町を遊び廻るなど我儘勝手な振舞いしながら妻は離婚を申出る。

事例4. 他県から地元の中学校を卒業後、倉敷市に集団就職し、親兄弟の監視のきづなから離れて自分の思うがままの自由が許される環境であったので某男と交際し、結婚へと進んだ。その某男との結婚については両親はじめ兄弟は猛烈に反対した。然し、この女性は一時の情熱に駆られ忠言耳に入らずその女性はその反対を押切って結婚、両親から勘当され、全く背水の陣で決行し、最も信頼すべき関係を絶った楽しかるべき生活は束の間、その某男は長女が出生直後から自動車教習所へ行ったりパチンコ遊びをして毎日ブラブラして仕事をせず、生活費も全く出さなくなってしまった。今第二子が妊娠7カ月になるが、2人の子どもを抱えては働くことができないから人工流産を思い立って産婦人科医に相談したところ、多額の医療費が必要であると云われ、そのお金は苦面出来ない親兄弟との間は前記のとおりで相談さえできない。現在居住している近隣には親しい人はいないし、力になって呉れる人はない全く途方にくれていると訴える21才の一女性。

戦争終了直後のベビーブームに生れた青年男女が結婚適令期になり、今や結婚ラッシュ、1972年の統計によると我が国の結婚は28秒間に1組が成立し、反面4分46秒間に1組づつこわれれている。離婚を会者定離の因果律と見逃がすには問題が多過ぎる。離婚の原因が男女何れの側に原因があるかを調べてみると、大体男性側60%、女性側40%の比率が表わされた。社会福祉の底流となる一分野の家庭福祉に離婚が及ぼす影響が少くないと思うので離婚を中心に考察し、所見を述べる。

その第一は民主主義の未発達未成熟の問題に触れなければならない。

識者は社会福祉事業の躍進がないのは民主主義のもろさに基因すると屢々云われる。

このことは民主主義の社会生活が理論的には一応理解されているのであろうが、理論どおりに実際生活で行動がなされてない現実があり、民主主義的な行動が伴わないことが余りにも多いことからされる批判であろう。

また、民主主義的社会への脱皮を阻んでいると考えられるのは我が國の国民が長年月の間旧思想によって修得した利己的なパーソナリティに因るところが大きい。

民主主義的社会で重要視されなければならない社会の連帶意識は経済発展に伴う都市化に依って一層稀薄化し社会福祉の発展を妨げている。

我が國の民主主義は終戦後の占領政策で急転直下与えられたものであって旧憲法下過度に抑圧され社会諸制度から解放されたという意識で自由と平等の理解や行動に行き過ぎはなかったでしょうか。実際一般社会特に低所得者層の人々には権利意識は異常なまで強いが、責任感は頗る低調である。

離婚の原因の多くが結婚当事者の自由と平等感の認識違いから自分本位の自由我が儘らしき行動からのようである。

心配ごと相談のプロセスで夫として妻として夫々の責任を果しているかを糾してみると利己的な我が儘が即ち自由と考えられている場合が多い。

事例4の若い青年男女は結婚は当事者の合意によって成立するルールによって強行されたが男性が生活に責任を果たさず、しかも重要な人間関係の断絶を顧みなかった結果招いた生活問

題である。

最近若い夫婦の乳幼児の置去りや棄児が多いことは高度に発展した経済社会で消費生活が低収入で一般人並みに営まれないことからのこともある。結婚する時点で将来の生活を予見したかどうか。家族計画は考えたかどうか、生活を守るために協力し責任を果たしたかどうかに問題がある。

我が国社会制度が民主主義への転換は一般市民の自覚による成果ではなかつたのみならず戦後あの混乱の中では人間生きることに必至であり庶民の大部分は民主主義への脱皮の學習の余裕はなく世論に押流されつつ四分の一世纪を経過し非常に未成熟な民主主義社会の中で高度経済成長施策は異常な大成果を収め国民は大型消費に振り廻されゆっくり落着いて自分自身の日常生活を見つめる余裕もなく旧来の利己主義と新時代の個人主義の混同の中で得体の分らぬ形体の社会生活が唯なんとなく営まれていると言うのが低所得層の実体であると言っても過言ではない。

社会福祉の向上増進を期待するときに経済万能で物的施設の増設改善に依拠するのみでは不充分であってすべての国民が眞の民主社会のあり方を深く理解して国民の1人1人の能力を自発的に社会の為に役立たせるようにならなければならないのではないか。

簡単に直言するならば民主主義の原点に立ち帰って正しいあり方への再出発をすべきである。

第二、社会福祉事業のサービスは与えられるもの国民の身近のものではないと言う錯覚はないだろうかと言うことである。

憲法第25条の第1項はすべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定しているので国民の生存権が保障された。この生存権は国家に対して積極的に請求できる権利かどうかについて学者間に異論のあるところであるが、同条2項の国の社会的使命として社会福祉社会保障公衆衛生の向上増進に努めなければならないと規定し公的責任でこれ等のことを実現する為には公の機関や施設を設け実際活動が行われなければならない。その為には必ず経費が必要である。その経費の財源は一般国民の納める血税が充てられる。つまり国や地方公共団体の責任でなされる施策は国民の犠牲的負担によって実現される国民1人1人の双肩にかかると言ふことすら理解しているからどうかか疑わしいのが低所得層の中にある。

生活保護世帯の中には今日なお恩恵的な救済と受けとめているものと、年令的も稼働期にありながら別に病気でもないのに当然の権利として生活保護を受ける働きば収入認定で扶助額を減額されると言うので人として当然果さなければならない勤労意欲もなければ勤労の義務を履行しようとしている者もいる。

このような人には日常生活は他人とはかかわりのない自分だけのものと考え、多少理不尽でも受けられるものは強引に受け他人はどうであろうとお構いなし的自己中心主義ではなかろうか。社会福祉事業は個人の手の届かない遙か彼方で活動しているもののように思われてはいないだろうか。

社会福祉事業のサービス活動は国民の手の届かないところにある高嶺の花的存在であってはならない。社会福祉事業の対象である社会的問題が拡大深刻化しつつあると言われるが煎じ詰めれば国民自身から生ずる問題でありこの問題を解決することは社会福祉事業が国民自身の責任でなされることであることを素直に受止めなければならない。

人間は十人十色と謂われる如く各人夫々の長所があり、各人が様々な知識技能に依って異った生活を通しての社会経験に依ってお互に他人の足らざる点をカバーし合うならば、地域社会の全体の社会福祉は一層向上するのではないか。すべての国民が一人残らず自己の長ずるところ

ろを他人のために役立たせることに生甲斐を感じるような社会の実現が一日も早からんことを望んでやまない。

第三家庭内の Communication の歓除

民主主義の社会生活は市民の Communication が基本であり、これによって市民生活の改善や発展があるので家庭内の融和を計り各人の福祉の向上には家庭内での Communication は最も重要である。然し、我が国の一般社会特に低所得者層の家庭で家族間の話し合いがなされているだろうか。心配ごと相談ケースで見る限りにおいては家族間で当然されなければならない話し合いが全然されてなく徒らに紛争の輪を拡大しているのを屢々経験する。話し合いが最初からけんか腰でお互にとげとげしい雰囲気で問題にしなくともよさそうな事でも紛争の中に巻き込んで最も親しい間柄に溝を深くする事例があるようである。

家庭の福祉を阻害する人間断絶は親子や兄弟姉妹の相互に和やかな雰囲気の中で冷静に Communication が行われない結果の現象ではなかろうか。嫁と姑との不仲のケースに、姑の曰くには戦前派の者でこの頃の青年男女のような教育を受けていないから嫁には言いたいことも言われないように遠慮して暮しているが、嫁は姑の気持ちを全然察しないでだんだん高姿勢になり、家事など当然姑に相談しなければならないことを話さないし、両親の所有家屋に同居しながら若い夫婦が勝手に別世帯する構えに改造するなど、親子間の断絶の芽はふくらんでいくのがあった。

余り大きくなない一つの屋根の下で、親子の共同生活では最少限朝夕はお互に顔を合さなければならぬ空間しかない場合によし物質的欲求は充足されたとしても精神的な不満は集積し、時には健康までも害することになれば、人間生活を阻害する諸問題を惹起することにもなる。今日の青少年男女は民主主義的教育の中で成長しているのであるから人ととのふれ合い、人間関係重視の行動がなされなければならない筈なのに親子間の話し合いが不充分稀薄なのはどこかに何か問題がありそうである。

その一つは我が国の庶民階級は長い歴史の中で貧困に耐え忍ぶ圧政の中でお互に相談するゆとりのない生きることの最低限の生活に追いまくられる間にできた国民性は急速に転換した民主主義への適応は困難なのは当然かも知れないし、日本の伝統的国情を充分考慮された民主化がなされているかどうかも問題である。

Communication の歓除の問題が生ずるのも我が国の民主的社會生活はどのような基本的思想でどのように行動すべきかが眞の姿であるかを充分把握していないことから生ずる民主主義の未熟さから生じているのではないか。

第四一般市民が簡易な生活の障害を除去するために気軽に利用できる施設の必要。我が国の今日の社会福祉は第二次大戦後、終戦処理の中で打ち立てられた施策であって、アメリカの社会福祉の影響を大きく受けている事実は否定できない。彼我の社会事情、即ち国民性・経済事情の相違が大きく社会福祉の向上増進を図る上では重要な影響があり、特に社会連帯感の意識の差異は非常に著しく、我が国社会福祉の発展を阻む一つの原因ともなっている。この社会連帯感の現われの一つに、アメリカのみならず西欧社会福祉先進国の公的・社会福祉施設でなされる公務員のサービスの何倍かのサービスが一般市民の年間を通じての奉仕に依っていると聞く。又、アメリカで家庭福祉を阻害する離婚問題が惹起した場合、キリスト教会の牧師がその問題家庭に入り込んで宗教的立場から紛争処理をされるとか、或はソーシャル・ケース・ワーカーが紛争家庭を訪れて問題解決への援助、助言されていると聞く。我が国的一般市民層に低所得者層の人々の大部分は宗教的帰属感は稀薄であるのみならず、宗教家は一般市民と離れた別の場所で宗教家自身のために宗教活動が為されている憾みなきにしもあらずである。我が国

で家庭の福祉を阻害する紛争処理を宗教的活動の中で為されている例は余り聞かない。又、ソーシャル・ケース・ワーカーは未だ専門職として認められておらず社会の底辺で地味な縁の下の力持ち的機能を果しているに過ぎず、一般市民の社会認識さえも不充分な未発達の現状であるから紛争家庭を訪問するようなこともない。

然し、我が国の目を見張るような経済の発展と裏腹に、一般市民の生活を障害する問題は増えこそれ減少しないことは日々のニュースに母子心中、一家心中、若い夫婦の乳幼児の置去り、棄子が断えないことによって明らかである。

これ等の社会的問題を煎じ詰めれば物質万能の経済生活の破綻から生ずるものと認められる。困難な事態に直面した場合各人はこの困難を克服するために妙案はないかと考える精神的余裕はないものだろうか。

又、如何に解決至難な問題と考えられても、時と立場を変えて他人の援助を得るならば左程でもないかも知れない。況んや家庭の福祉に関連する問題は感情問題が多く、極く当初の間に対処の方法を構づれば解決も容易である。

我が国の家庭福祉の紛争調停施策としては家庭裁判所の家事調停が戦後設けられてはいるが、一般市民の多くは戦前長い間伝統的に培われた官尊民卑の夢からさめず裁判所と言うだけで寄りつきにくい所と思うし、そこでサービスすべき公務員も理論的には民主主義を理解している積りだろうが言葉使いと言い、行動は長い伝統の官僚臭は払拭されていない。家事調停の申立するようなケースは民間ベースで解決の努力がなされて行き詰った段階での場合が多かろう。今日家庭裁判所の調停申立は増加しているといわれるけれども家庭福祉の紛争の実存の冰山の一角ではないかと思う。前述の事例の夫が飲酒乱暴し、家庭生活にひびをいれるような場合、乱暴をしている現行犯なら警察官も暴力行為の取り押えに協力されるかも知れないが家庭の中に立ち入って福祉的な援助はされないし、社会福祉事務所のケース・ワーカーは生活保護の範疇を出ないし、民生委員も調停に紛らわしい行為は許されていない。本県内の某心配ご相談員が近隣の交通事故の後処理を相談され、被害者と加害者との間に入って話し合ったが当事者の一方から相談員は何の権限があってそのようなことをするのかと反問を受けたとの報告を受けたが、相談は一方的に話を聞くだけで来談者が自分で解決するに如何にすべきかを助言すればよいのでこの相談員の措置は行過ぎだと思う。

ソーシャル・ケース・ワーカーの専門性が未だ社会的承認を受けられない現時点では、やはり法的な権限の裏付けのある家庭福祉の生活問題を解決する施設を設置して家庭裁判所の調停よりも国民が気軽に利用できる道を拓くことが必要であると痛感している。地域社会福祉の推進団体である社会福祉協議会が地域社会のニードを汲みあげるべく、社会調査し社会の実状を把握して世論の喚起に起ち上って貰えないでしょうか。

なお新憲法の下、民法改正による財産相続について卑見を述べる積りであったが紙巾の都合で別の機会に譲らざるを得なくなった。今回は家庭の福祉に連がる離婚を中心として所懐の一端を述べるにとどめた。

(1973年3月)